

愛知県再犯防止推進計画に基づく2024年度の取組【国・民間団体】

- 【愛知県再犯防止推進計画における6つの重点課題】
- I 国・民間団体等との連携強化
 - 1 国・民間団体等との連携強化
 - II 就労・住居の確保
 - 1 就労の確保等
 - 2 住居の確保等
 - III 保健医療・福祉サービスの利用の促進等
 - 1 高齢者又は障害のある者等への支援
 - 2 薬物依存を有する者への支援
 - IV 非行の防止及び学校等と連携した修学支援等
 - 1 非行の防止及び学校等と連携した就学支援等
 - V 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な支援等
 - 1 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な支援等
 - VI 民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進等
 - 1 民間協力者の活動の促進等
 - 2 広報・啓発活動の推進等

関係機関・団体名	2024年度の取組
名古屋地方検察庁	(I 1) ・更生緊急保護や拘留中の被疑者に対する生活環境の調整等に関して、円滑な支援を実施できるよう、名古屋保護観察所や愛知県地域生活定着支援センター、名古屋市立ち直り支援コーディネート機関等と随時意見交換会を実施した。 ・名古屋市立ち直り支援コーディネート機関主催の「名古屋市立ち直り支援研修会」において、検察庁の業務及び入口支援の取組等についての説明を2回実施した。 ・当庁で開催した清須市保護司会への広報において、入口支援の取組の説明等を実施した。 ・当庁で開催した高校生のインターンシップにおいて、入口支援の取組の説明等を実施した。 ・奈良県を拠点とし、主に依存症からの立ち直りを支援している一般財団法人ワネス財団と意見交換会を実施し、新たに連携を開始した。 ・福祉につなぐか疑義がある被疑者に対し、従来から、名古屋少年鑑別所(愛知法務少年支援センター)に、知能検査及び認知症のスクリーニング検査を依頼し実施していただいていたが、本年度も同検査を受託していただいた。 ・拘留中の被疑者の社会復帰支援を検討するにあたり、被疑者に精神疾患が疑われるものの、過去に精神医療機関の診察を受けたことのない者について、愛知県精神医療センターにおいて、スクリーニングの受診をしていただけるよう連携を図っている。
中部矯正管区	(I 1) ・国・民間団体等との連携強化のため、刑務所出所者等の地域生活定着に向けたセミナーを2回、矯正施設の職員を対象とした研修に自治体職員等を講師として招へいした研修を1回実施した。 - また、各自治体における再犯防止に係る協議会への参加、社会を明るくする運動での講演等を実施した。 - 矯正施設所在自治体の首長や職員及び再犯防止に係る民間団体職員等を招へいして、刑務所出所者等に対する支援の理解促進を図るための会議を実施した。 (II 1) ・矯正就労支援情報センター室(コレワーク中部)において、出所(院)者の就労先確保のため、みよし市との連携の下、受刑者等雇用実績のある事業主による雇用支援セミナーを実施した。その他、愛知県内の地方自治体・ハローワーク・事業主等に対するコレワークによるセミナーを実施するなど、就労先の確保及び業種の拡充等のための働き掛けを実施した。 (II 2) ・居住支援協議会(愛知県、名古屋市、豊田市)に委員として参加し、再犯防止の推進に係る住居確保の必要性及び重要性について講演を行った。

中部矯正管区 (続き)	(Ⅲ1) ・ワークダイバーシティをテーマにした会議に参加し、高齢者・障がい者の雇用促進及び雇用の多様化の在り方について県内行政機関と意見交換を実施した。 (Ⅲ2) ・薬物依存症回復支援団体等が開催する会議等に参加し、参加者に対し、拘禁刑下における再犯防止等に係る講演を実施した。 (Ⅵ1) ・少年院在院中における高等学校教育の機会の確保に向けて、愛知県教育委員会、県立高校等の関係機関へ訪問し、通信制高校と少年院が連携した取組に係る広報及び学校への定着に向けた協議を実施した。 (Ⅵ2) ・愛知県が開催した「寄り添い弁護士制度」による社会復帰支援事業検討委員会への参加及び本制度の委託先である「愛知県弁護士会」と定期的に打合せを行い、効率的に支援を行うための制度や実施要領の見直しを行ったほか、個々の特性に応じた効果的な支援方法の在り方について意見交換を実施した。
中部地方更生保護委員会	(Ⅰ1) ・中部地方更生保護委員会主催の中部ブロック再犯防止シンポジウムにあたって、県内の再犯防止に取り組む機関の好事例等について説明し、関係機関の連携の必要性・重要性について広く発信した。 (Ⅱ2) ・矯正施設入所後の早い段階から調査・調整を行い、矯正施設・保護観察所等と連携し、入所者に帰住予定地設定に向けた助言・指導を行った。 (Ⅲ1) ・特別調整を必要とする矯正施設入所者が、早期に同調整の候補者となるよう矯正施設・保護観察所等と連携を図った。
名古屋保護観察所	(Ⅰ1) ・地方再犯防止推進計画が、令和7年度から同8年度に策定予定の地方公共団体及び地域福祉計画未策定の町村に対し、地区保護司会と連携して訪問し、計画策定に向けた働きかけを行った。 ・同6年度策定の市町村に対し、犯罪統計及び更生保護における取組等の情報提供や助言を行い、地方再犯防止推進計画の策定に協力を行った。 ・再犯防止に関する協議会等に出席したり、保護観察や更生緊急保護、地域援助等の対象者の社会復帰に向けた各種施策を円滑に進めるため、関係機関や民間団体等と連携を図った他、地域支援のネットワークを構築した。 (Ⅱ1) ・民間団体と連携し、刑務所出所者等に対して100件を超える就職活動支援を、また、110件を超える職場定着支援を実施した。さらに、保護観察及び更生緊急保護の期間が終了した者に対して、令和3年度から開始された愛知県の職場定着支援につなげることに努め、“息の長い”支援の取組を進めた (Ⅱ2) ・令和5年度末現在から登録事業者が3者、自立準備ホームが7か所増え、令和7年3月1日現在で20事業者、52か所となったほか、収容可能定員も前年度から50人分増加した。

名古屋保護観察所
(続き1)

(Ⅲ1)

・特別調整対象候補者を円滑に選定するとともに、矯正施設や愛知県地域生活定着支援センターと連携しながら、帰住地確保及び福祉サービス利用に向けた調整を行った。
・名古屋地方検察庁から勾留中の生活環境の調整等の依頼があった被疑者又は、被告人延べ27名に対し、勾留中から帰住先調整や福祉的支援の調整を実施するとともに、釈放後、更生緊急保護の申出を受けて、必要な支援(いわゆる入口支援)を愛知県地域生活定着支援センターと連携するなどして実施した。
・令和6年度の心神喪失者等医療観察法による愛知県内の調査件数は6件であり、現在25名が同法の処遇下で地域生活を営んでいる。対象者の地域処遇に際しては、入院中に策定された処遇実施計画に基づいた生活が求められ、定期的な訪問等による精神保健観察と、「医療」「援助」の効果の評価を行うケア会議を実施している。このケア会議には、対象者本人を始め、保護者等の近親者、本法の通院医療を行う指定通院医療機関、対象者に係る行政機関、支援を実施する福祉サービス事業所等に出席を依頼し、対象者への医療及び支援についての情報を出席機関間で共有した上で、処遇実施計画の立案並びに改正を実施している。また、本制度の理解と関係機関との連携強化を目的として制度説明会等を実施しており、本年度は、医療機関を始め、行政機関及び福祉サービス事業所を対象に33回実施した。

(Ⅲ2)

・県内の薬物問題支援機関担当者の協力を得ながら、刑事処分により保護観察を受けている者に対し、集団処遇による薬物再乱用防止プログラムを254回実施した。
・18歳以上の保護観察処分少年及び少年院仮退院者に対し、薬物再乱用防止プログラムを個別で50回実施した。
・集団処遇による薬物再乱用防止プログラムに協力を得ている医療機関、行政機関などに2名の保護観察対象者を通院等指示によりつないだ。任意で県内の医療機関など通院、通所している者もあり、保護観察期間満了後も依存からの回復のために関係機関を利用する者が増えつつある。
・矯正施設入所中又は保護観察を受けている薬物依存当事者の家族を集めて、引受人会を6回開催し、薬物依存症を専門とする医師、心理療法士などの専門職種のほか、ダルクや行政機関の担当者などを講師に招き、薬物事犯者の引受人や家族に対し、薬物依存に対する解説や県内の利用可能な社会資源の情報提供を行った。
・お互いの悩みや不安を分かち合うことを目的として、保護司が運営している薬物当事者の家族が集まる会に12回協力した。

(Ⅳ1)

・愛知県教育委員会において行っている、「若者・外国人未来応援事業」と連携し、「若者未来応援協議会合同協議会」にオブザーバーとして参加し、同事業の委託先等に、保護観察所の取組について説明や協力を依頼するなどして連携を深め、高卒認定試験合格などを目指す保護観察対象者6名が、「若者・外国人未来塾」に参加した。

(Ⅴ1)

・(性犯罪)刑事処分により保護観察を受けている者に対し、集団処遇による性犯罪再犯防止プログラムを36回実施し、愛知県内における性依存症を治療する医療機関のほか、自助グループなどの情報提供を行っており、プログラム終了後も医療機関に通院してプログラムに継続参加する保護観察対象者も増えつつある。
・18歳以上の保護観察処分少年及び少年院仮退院者に対し、性犯罪再犯防止プログラムを個別で45回実施した。
・(ストーカー)ストーカーに認定した者のうち特異動向が認められた保護観察対象者等がいた場合は、愛知県警や所管警察署と連携を図り、再発防止に努めることとしている。
・(少年の保護者への支援)引き続き、非行少年の親子関係改善のため、定期的に外部講師による支援を行っており、令和6年度は11回実施した。

名古屋保護観察所 (続き2)	(VI1) ・保護司適任者確保のため、保護司候補者検討協議会が8保護区保護司会で延べ16回、保護司活動インターンシップが9保護区保護司会で延べ11回それぞれ開催された ・全3回開催した保護区保護司会代表者協議会で、保護司会等に対し、保護司適任者確保のための取組の実施を促した。 ・機関紙「あいち更生保護」(年4回発行)において、取組状況の紹介や適任者確保に必要と考えられる情報を提供した。 ・更生保護サポートセンターの円滑な運営について、随時助言した。 ・更生保護女性会及びBBS会の新会員に対し、更生保護への理解を深めるための研修を各々1回実施した。 ・愛知県保護司会連合会等更生保護関係団体とともに、保護司を始めとする、更生保護功労者に対する顕彰等を行う愛知県更生保護大会を開催した。 ・みよし市、名古屋矯正管区との共催で「雇用から始まる社会貢献セミナー」を開催し、協力雇用主への登録の促進と刑務所出所者等の積極的な雇用を参加者に呼びかけた。 (VI2) ・“社会を明るくする運動”県推進委員会の取組として、以下を実施した。 ・地下鉄名古屋駅、JR豊橋駅のデジタルサイネージ、サカエ地下大同特殊鋼Phenixスクエアのサイネージエイトや金山総合駅連絡通路橋に設置の街頭ビジョン「金山ナイス」を利用して、本運動CM動画等を放映した。総放映回数約12,000回。 ・愛知県庁、名古屋市役所、名古屋法務合同庁舎に本運動を記した看板を掲出した。 ・名古屋市営地下鉄、金融機関、公共施設等に本運動ポスターを掲出した。 ・名古屋市内のデパート「三越名古屋栄店」、「大丸松坂屋名古屋店」に懸垂幕を掲出した。 ・愛知県体育館で行われた大相撲名古屋場所において、本運動に係る懸垂幕を掲出した。 ・バンテリンドームナゴヤで行われた中日ドラゴンズ公式試合開始前に、電光掲示板を用いて本運動に係る広報を実施した他、懸垂幕を掲出した。 ・豊田スタジアムで行われた名古屋グランパス公式試合前に電光掲示板を用いて本運動のCM動画を放映した。 ・金山総合駅連絡通路橋に設置の「金山ナイス」において、本運動に係るショートアニメを放映した。 ・名古屋市推進委員会と共催し、サカエチカ大同特殊鋼phenixスクエアで街頭広報活動を実施した。 ・豊田保護区保護司会の協力を得て、みよし矯正展で広報活動を実施した。 ・愛知県内の小・中学校を対象に本運動作文コンテストを実施し、応募作品は合計11,822作品にのぼった。
愛知労働局	(II1) ・巡回相談 原則、毎月第3水曜日13:00～15:00に名古屋保護観察所庁舎内面接室にて実施 令和6年度は10回実施(保護観察官面談20件(職業相談含む)) ・駐在支援 原則、毎週水・木曜日9:30～16:00に名古屋刑務所分類審議室及び教室にて実施 令和6年度は53回実施(名古屋刑務所53回) (愛知少年院についてはHW瀬戸来所により職業相談12件実施) ・包括的支援連携会議 名古屋刑務所にて2回実施 ・名古屋刑務所就労支援フェスタ 連携を図っている名古屋刑務所が実施したフェスタに、関係職員を見学のため派遣 (1)令和6年6月28日(金) 参加企業3社、参加受刑者49名 派遣職員3名(ハローワーク豊田2名、労働局1名) (2)令和6年11月22日(金) 参加企業3社、参加受刑者41名 派遣職員4名(ハローワーク豊田2名、労働局2名)

名古屋刑務所	(Ⅰ１) ・障害等を有する受刑者の社会復帰に係る地域連携に向けて、福祉関係機関等との連絡協議会を開催したほか、帰住地を有さない出所者への支援について理解を得るため、居住支援法人等を交えた居住支援意見交換会の開催に協力した。 (Ⅱ１) ・就労支援スタッフによる各種指導のほか、ハローワーク職員による職業相談、コレワーク求人とのマッチング、更生保護官署への情報提供等、関係機関との連携を軸とした包括的な支援体系を構築している。 協力雇用主(刑務所出所者の雇用に理解のある企業)を招いて就労支援フェスタ(対面形式による合同企業説明会)を二度にわたって開催し、合わせて受刑者74名が参加した。 ・ハローワークに対し、令和5年の1年間で、受刑者111名の就労に関して協力依頼を行い、採用面接をのべ58件実施し、就職内定者が35名に上った。また、満期釈放者対策として、在所中に内定を得た満期釈放者に関しては、確実に更生保護官署へ情報提供を行い、出所後の定着支援につなげている。 ・日本財団職親プロジェクトと提携した職業訓練対象者への指導、福祉的就労を意図した就農指導についても実施した。 (Ⅱ２) ・帰住地がなく自立の困難な受刑者に対し、令和5年の1年間で、特別調整を17件、独自調整を18件実施し、支援団体提供賃貸住宅、障害者施設、高齢者施設、自立準備ホーム等の帰住先を確保した。 (Ⅲ１) ・福祉、行政、司法、更生保護、福祉に係る関係機関を招き、福祉関係機関等との連絡協議会を開催し、当所の独自調整の現状と課題について意見交換を行った。また、障害等を有する受刑者の社会復帰支援に向けた農福連携推進のため、NPO団体の協力を得て、支援に係る意見交換会を開催したほか、在所者に対する就農指導について実施した。 (Ⅲ２) ・違法薬物等の使用が問題となっている受刑者に対し、薬物依存離脱指導を実施するとともに、刑務所出所後の保護観察所における薬物再乱用防止プログラム受講に向けて、保護観察所、地方更生保護委員会と連携している。 (Ⅴ１) ・重度の身体障害を有していたり、高齢等で財産管理が困難であったりするケースにおいて、福祉支援に当たり法的手続きを要する場合等、本人の同意を得た上で、地域再犯防止推進事業である寄り添い弁護士制度を依頼し、連携して対応している。 (Ⅵ１) ・愛知県弁護士会におけるよりよい弁護士制度と連携し、相談支援の連絡調整を実施している。 (Ⅵ２) ・近隣大学等の教育機関、保護司会、精神保健福祉機関等からの依頼により、施設見学や講義・講演等を実施し、広報と啓発活動に努めている。 なお、上記数値については、令和6年2月末時点のものである。
--------	---

豊橋刑務支所	(Ⅰ 1) ・福祉機関、刑務所所在地等との連携強化のため、意見交換会1回を開催した。福祉事業者、弁護士、刑務所所在地及び周辺の市職員等約40人の参加者が一堂に会し、受刑者の出所後支援についての意見交換や、刑務所見学、寄り添い弁護士制度についての説明や日本福祉大学の教授による基調講演を実施した。 (Ⅱ 1) ・就労支援対象者に対し、釈放前にハローワーク職員による職業相談等を1月に1～2回実施し、就労先の確保に努めている。また、採用が決定した者には在所中就労内定定着指導として、企業と採用者の面接を依頼し、3回実施した。面接では主に両者間の不安感の軽減を行っている。 ・住居の確保については、独自調整を積極的に行い、帰住地の確保及び帰住地が見つかった際の仮釈放にも積極的に実施している。 (Ⅲ 2) 自助グループと連携して薬物依存離脱指導を実施する等、指導内容の充実や自助グループへ当支所職員を派遣し講演を1回行った。 (Ⅴ 1) ・よりよい弁護士制度を2回使用し、被収容者の債務整理や医療機関等への引継ぎ等の支援を積極的に取り入れた。面会を通じて被収容者から弁護士に直接話すことで、被収容者に安心感を与え、円滑な支援を実施した。
岡崎医療刑務所	(Ⅰ 1) ・医療関係機関と医療に関する協議会を開催し、職場研修として外部医療機関を訪問するなど、関係機関及び民間団体等と連携しながら、当所の精神障害を有する受刑者の精神科治療や社会復帰支援に係る理解促進を図っています。 (Ⅱ 1) ・12月に就労支援フェスタを開催した際、協力雇用主である企業が職業講話を実施し、その後、情報共有や意見交換等を行ったことで、就労支援の充実及び事業者との連携強化を図ることができました。 (Ⅱ 2) ・出所者のうち、帰住予定地のない者について、NPO法人や地域の居住支援法人と連携して出所後の居所の確保に取り組んでいます。 (Ⅲ 1) ・当所M指標受刑者の対して、釈放後の帰住先を検討するきっかけとして、障害福祉サービスにかかるグループホームの動画などを活用しながら、NPO法人の職員等がグループホームについて説明をする「医療・福祉セミナー」を実施しました。また、同法人グループホームに入所している入所者からも、グループホームでの生活について説明を行う「ピア・サポート」を実施し、M指標受刑者に対して受刑者の障害福祉サービスの理解を深めさせることができました。 (Ⅲ 2) ・薬物事犯者に対しては、心理士によるカウンセラーや自助団体とのミーティングなど、個別指導、集団指導など対象者の特性に応じた指導を行っています。 (Ⅴ 1) ・現在、精神疾患を有する対象者のうち、特に出所後の生活に適応する能力の改善が必要である者に対して、作業療法や、各職員による生活指導やミーティング、医療部職員による心理教育等のプログラムを、対象者の病状に応じて実施しています。 (Ⅵ 2) ・9月に矯正展をJR岡崎駅自由通路(改札口前)で実施したことで、幅広い層に矯正施設の取組を知ってもらうことができました。

名古屋拘置所	(Ⅰ 1) ・入口支援の対象者の増加に伴い、更生緊急保護の円滑な実施のため、要件に該当し希望する被収容者については確実にカード等を交付するとともに、地域生活定着支援センター等の関係機関と連絡を行い、帰住先を確保を推進した。 (Ⅱ 1) ・昨今の社会情勢の変化や公共職業安定所、コレワークから収集した情報に基づいて予測した雇用状況に基づき、就労継続の重要性を説くとともに、健全な就労生活に対する動機付けを行った。(令和6年中支援対象者9名、雇用主面接4件、受刑中内定1件、就労支援に係る面接123件) (Ⅱ 2) ・地域生活定着支援センターや身柄拘束直前に入居していた自立準備ホーム等の関係機関と調整を密にし、帰住先確保のための連携強化を図った。 ・上級官庁と連携し、仮釈放後の居住先となる更生保護施設へ被収容者を外出させ、説明を受けさせることによって、出所後の生活に具体的なイメージを持たせ、円滑な社会復帰への動機づけを高めた。 (Ⅲ 1) ・高齢又は障害のある者等への支援について、当所に保護上移送されたものの釈放にあたり、地域生活定着支援センターと移送元施設との連携を密にし、支障なく支援等に引継ぐことができた。 (Ⅲ 2) ・薬物事犯者に対する指導において、自助グループ等と連携をとり、切れ目のない支援に努めた。 (Ⅴ 1) ・各種改善指導における個別指導及びグループワークについて、専門家の知見を活用して、その精度を高め、当該指導の充実化を図っている。
瀬戸少年院	(Ⅰ 1) ・仮退院後の支援を得られる団体との関係構築のため、施設参観や意見交換会を開催し、連携を目指した。また、年間を通じて、所在自治体や地元町内会と連携し、年間9回の保育園や福祉施設等での清掃活動等を実施した。 (Ⅱ 1) ・ハローワークとの連携を図り、求人票の閲覧から紹介へとつなぎ、就労先の決定に至るケースも多かった。また、ハローワークの見学を定期的の実施し、出院後の利用法の指導を受けた。さらに、出院後の就労状況が悪く、雇用主からの相談があった際には、当院職員が面談に赴くなど、早期での問題解決に努めた。 (Ⅱ 2) ・保護者の下への帰住が困難な在院者においては、住込みでの就労先を5名の者が選択した。また、福祉専門官及び社会福祉士の介入により、更生保護施設に1名が帰住した。 (Ⅲ 1) ・入院後の早い段階で福祉専門官及び社会福祉士が面接を行い、その後の福祉的な支援の必要性を見立て、必要に応じて各種手帳の取得や医療機関、自助団体等の関係機関につないだ。

瀬戸少年院 (続き)	(Ⅲ2) ・自助グループの協力を得て、院内での指導の充実強化を図り、出院後も同グループ等の社会資源に円滑につながるよう支援した。 (Ⅳ1) ・これまで継続してきた高等学校卒業程度認定試験の受験指導体制の充実を図り、年間21名の受験があった。また、9名の者が出院後の進学を希望し、修学支援デスクを通じて進学に関する情報提供を受けた。通信制高等学校に在籍する在院者に対しては、院生活と並行して継続する方法を検討し、必要に応じて在籍高校の教諭との情報交換を行うなどし、高等学校の教育機会の付与に努めた。 (Ⅴ1) ・親子関係の調整を要する在院者に対し、年間40回の社会復帰支援会議や、面会時間を長めに設定するなどして、わだかまりの解消を図った。 (Ⅵ1) ・大学や福祉機関、保護団体等の施設参観を積極的に受け入れ、前年比25%増の年間62件(1,045名)を受け、矯正行政や再犯防止に関する活動の理解の促進を図るとともに、各団体との連携の強化を図った。 (Ⅵ2) ・在院者が作成した製品を年間6回に渡る矯正展等において販売し、少年院の教育活動への理解の促進を図った。
愛知少年院	(Ⅰ1) ・各民間協力者の講話や職業支援説明会など民間団体と連携した行事を開催したほか、NPO法人職員と当院職員が相互に学びあうなど、関係構築を推進した。 (Ⅱ1) ・在院中からの就労支援について積極的に実施しているものの社会復帰後の職場定着率が低かったことから、当院は本年度からソフトランディングモデル試行庁に選定されたことも踏まえ、福祉機関・医療機関等の協力を得て多職種連携を進め、出院者の自立に向けて、より手厚い支援体制の構築に努めた。 ・現在のところ、職場定着率の向上に係る劇的な効果は見られていないが、一度は職場から遠ざかったものの事業主からの粘り強い働き掛けによって復職した事例や、離職したものの障害者就労・生活支援センターへ係属している事例など、これまでとは異なる動きが見られるようになってきた。 (Ⅱ2) ・福祉支援を希望したものの福祉的就労の収入の低さに不満を吐露し、特別調整が不認定となった者に対する独自調整や、難病の診断がなされている者に対する独自調整を実施した。また、短期間(20週間)で調整せざるを得ないケースが複数あり、関係機関とケース会議を実施し本人の特性を密に情報共有した上で、帰住調整などを実施した(第5種少年院収容決定在院者についてはNPO法人と、仮退院取消の在院者に対してはダルクなどと連携し帰住調整を実施した。) (Ⅲ1) ・精神障害者保健福祉手帳、療育手帳の取得及び更新に係る支援を行うとともに、障害者グループホームへ帰住する者に対しては、在院中に見学を実施し、社会への復帰がより円滑にいくように支援した。 (Ⅲ2) ・前年に引き続き、ダルク職員に各種指導への協力をいただいた。また、職員間で相互交流研修を実施するなど良好な関係を構築することで、在院者に対しても在院中から交流を図り、地元へ帰住した場合に薬物使用が強く危惧される在院者に対しては遠方のダルクへの帰住調整を行った。

愛知少年院 (続き)	(Ⅳ1) ・在院者に対する高等学校教育機会の提供では、高校入学を希望する在院者に対して通信制高校の仕組みを教示し、勉強の進め方等の相談に応じ、進学に向けて学力向上を図った。また、並行して高等学校卒業程度認定試験への動機づけを図り、多くの合格者を出した。 (Ⅴ1) ・刑務所・少年院出身者による当事者からの指導を継続的に受けさせるため、NPO法人「再非行防止サポートセンター愛知」及び同「陽和」による全体講話や特定生活指導を実施しており、来年度に向けては同「セカンドチャンス！」による講話やグループワークの実施を予定している。 また、ソフトランディングモデルの一環として、増え続ける大麻をはじめとした薬物事犯者への社会復帰支援として、「三河ダルク」の支援を積極的に受け薬物からの離脱を目的とした個別面接や、帰住先の見学、支援を受ける予定のグループホーム等の見学などを実施した。 (Ⅵ1) ・在院者が在院時に生活していたグループホーム等に残置物があるなどの事情がある者に対してはより寄り添い弁護士制度を活用した。また、帰住調整が難航する在院者に対しては、ケース会議を実施することで、在院中から関係を構築するなど、社会での支援の輪を広げる取組を実施した。 (Ⅵ2) ・地域住民に対する当院敷地内の桜並木の一般開放、矯正展への出展、NPO法人等の参観、各種行事等へのマスコミの取材対応、法務省専門職員体験プログラムの積極的な受入れ、地元大学生の研究への協力などの取組をとおり、当院職員一人一人が広報担当であるとの意識を共有した。
豊ヶ丘学園	(Ⅰ1) ・在院者に対し、愛知県金融広報委員会による金融講話を1回実施した。 ・在院者に対し、愛知県警察本部生活安全部少年課等による暴力団加入阻止講話を1回実施した。 (Ⅵ1) ・在院者による社会貢献活動として、当園付近の通学路等の清掃活動を1回実施した。 (Ⅵ2) ・広報・啓発活動の推進の一環として、参観7件、大学の心理実習2件、大学教授の調査研究1件、愛知県更生保護女性連盟ブロック会議1件、講演4件(経済団体・中学校・高等学校・社会を明るくする運動各1件)、新聞・ケーブルテレビの取材10件(施設の歴史関係1件・教育関係1件・職員の献血関係2件・閉庁式関係4件・豊ヶ岡学園感謝デイ関係2件)を受け入れた。 また、令和7年2月1日(土)には、地域住民等を対象とした開放型の施設見学会「豊ヶ岡学園感謝デイ」を開催した。

名古屋少年鑑別所	(Ⅲ1) ・保護処分あるいは刑事処分歴があつて、高齢又は障害のため、福祉支援を受けている者に対して、福祉施設等からの依頼に基づいて計34件の心理相談の支援を実施した。 ・保健医療・福祉サービスに関わる児童相談所、大学附属病院、要保護児童対策協議会からの依頼に基づき、子どもの理解や支援についての講演を計5件実施し、関係機関と連携強化を図った。 (Ⅲ2) ・保護観察所で行われる薬物乱用防止指導に職員を派遣し、計48回支援を行った。 ・刑の一部執行猶予を言い渡された薬物使用歴のある受刑者について、中部地方更生保護委員会から、対象者の現状の課題等を把握する上で助言を頂きたいとの依頼があり、ケース会議や対象者面接、関係職員への助言等を計10回実施した。 (Ⅳ1) ・学校及び教育委員会からの依頼に基づき、非行等の問題行動のある児童生徒に対する心理相談や法教育等の支援を計145回実施した。 ・学校からの依頼に基づき、高校生を対象に、薬物非行やSNSを巡るトラブルの防止を企図した法教育の出前授業を計4件実施した。 ・学校又は教育委員会からの依頼に基づき、教員やスクールカウンセラーといった学校教員や専門職を対象に、生徒の問題行動の理解や対応と題した講演を計6件実施した。 (Ⅴ1) ・保護観察所で行われている薬物乱用防止指導及び性犯罪防止指導に心理や教育の専門職員を派遣し、保護観察官と協働することで、より効果的なプログラムの実施となるように努め、計103回支援を実施した。 ・中部地方更生保護委員会からの依頼を受け、薬物使用歴のある受刑者本人や、関係職員に対して支援した。 ・保護観察所からの依頼を受けて、発達に偏りのある少年院出院者に対し、その特性に応じた支援を計14回実施した。 ・元受刑者から個別に相談を受け、直接の心理支援のほか、関係機関との支援会議等への参加を通じて、計9回支援した。 (Ⅵ2) 更生保護女性会や警察少年補導委員会等の関係機関、民間協力者等に対して少年非行の現状や対応に関する講義を計11件実施した。
愛知県弁護士会	(Ⅴ1) ・よりよい弁護士制度を継続実施している。
愛知県更生保護協会	(Ⅵ2) ・社会を明るくする運動”愛知県推進委員会へ助成を行い、県内啓発行事に複数参加した。 (Ⅵ2) ・機関紙を年4回発行し、更生保護についての広報活動を幅広く行った。
愛知県保護司会連合会	(Ⅰ1) ・再犯防止に資する事業等を行っている機関・団体等からの要請に基づき、会長・副会長が各機関・団体の協議会構成員となり連携を図っている。また、更生保護関係団体との連携を密にしている。 ・引き続き、各種会議・研修を通して関係機関団体との連携強化に努めている。 (Ⅴ12) ・「社会を明るくする運動」愛知県推進委員会へ助成を行い、県内啓発行事に複数回参加した。
愛知県更生保護事業連盟	(Ⅱ2) ・県内にある更生保護施設6か所の施設長連絡会 年1回(6/28)開催した。 ・県内にある更生保護施設6か所の補導員研修会 年1回(12/6)開催した。 ・県内にある更生保護施設6か所の能力強化研修会 年1回(1/17)開催した。

愛知県更生保護女性連盟	(Ⅳ1) ・社会を明るくする運動の一環として、県内の大型店舗で啓発活動を実施した。 ・また、社会を明るくする運動を知っていただくため、幼稚園、保育園を訪問し、更生会員の手作りマスコットを配り理解をいただいた。 ・愛知県内の各地域において子ども食堂を運営した。 ・高齢者の居場所作りをし、一人暮らしの話相手になり活動をした。
愛知県BBS連盟	(Ⅳ1) ・【研さん活動】 - 総会 1回 - 運営委員会 3～4回 - 地区会代表者会議 1回 - 会員交流会 1回 - 中部地方BBS連盟の「こども夢プロジェクト2024」に参加 1回 - 日本BBS連盟の「中央研修会」に参加 1回 ・【グループワークの開催】 - グループワークは複数の少年とBBS会員がグループになって、ともに楽しみ、コミュニケーションをとることで心の居場所を作り、再犯防止に繋げることを目的とする。愛知県BBS連盟に所属する複数の地区会が開催した 《例1》自立援助ホームの少年と料理&ボードゲーム会(名古屋南) 《例2》自立援助ホームの少年とお菓子作り～更生保護施設を訪問して作ったお菓子のプレゼント、ボードゲーム会(豊田) ・【更生保護施設が開催する清掃活動に参加】 - 更生保護施設の少年、更生保護女性会、BBS会員でグループを作り、地域を歩いてゴミ拾いをする。3～4回
愛知県就労支援事業者機構	(Ⅱ1) ・保護観察等の期間中に限られる国の職場定着支援を、保護観察等終了後はこれを引き継ぎ実施する「令和6年度刑務所出所者等職場定着支援事業」を愛知県から受託し、協力雇用主のもとで就労する刑務所出所者等に対し、協力雇用主と被雇用者の双方に寄り添い伴走する職場定着支援を行った。支援した刑務所出所者等は29人、支援回数は218回で、協力雇用主は22事業者、支援回数は192回を数えた。その結果、支援を終了した者の70.0%が6か月を超えて職場に定着(本事業を開始(令和3年度)してから最大値)する効果が認められた。なお、令和6年度から始めた支援終了3か月後の在籍状況調査では、職場に定着している者の割合が84.6%を数えた。 ・また、本事業により県内を3ブロックに分け、協力雇用主等が刑務所出所者等の雇用に係る工夫や課題の情報を交換する会議を計3回開催し、56人の参加を得た。「他の協力雇用主の意見や経験談を聞き参考になった」等の理由で、参加者の85.2%から、参加してよかったとの感想が寄せられた。 ・さらに、保護観察中ではないが過去に矯正施設に入所したことや犯罪歴があることで就労に支障を来して名古屋保護観察所に援助を申し出た者(「刑執行終了者等に対する援助」又は「地域援助」という。)に対し、同保護観察所と連携し、8人に就職支援及び就職後の職場定着を行った。 (Ⅱ2) ・名古屋保護観察所等と連携を図りながら、住居付き雇い入れが可能な協力雇用主の拡充に取り組むとともに、更生保護施設在所中の者等に就労支援を行った結果、7人を住居付き雇い入れが可能な協力雇用主への住み込み就職又は居住支援法人の協力を得て大家さんの理解がある賃貸住宅への入居をさせた。 (Ⅴ1) ・犯罪をした者の特性に応じた効果的な就労支援ができるよう、名古屋保護観察所等と連携して協力雇用主の業種拡充に取り組んだ。多様な業種に協力雇用主への登録を呼びかけるチラシを、愛知県等を通じて事業者へ配布する等し、これまで多数を占めていた建設業以外で20事業者が名古屋保護観察所へ新たに協力雇用主として登録された。 (Ⅵ1) ・23の地区協力雇用主会に講師派遣等で研修を支援し、うち21の地区協力雇用主会に組織活動に対する資金面での支援をした。

愛知県地域生活定着支援センター	(Ⅱ2) ・住宅確保要配慮者居住支援法人との連携のため、特定の事業者とになるが、意見交換会を2回開催した。 (Ⅲ2、V) ・依存症回復治療効果のあるクリニックに受診同行し、クリニックの専門医の意見をいただき、対象者の特性に応じた支援を検討した。 (Ⅵ1) ・愛知県弁護士会における「よりよい弁護士制度」の運営に対する協力の中で、当センター対象者の「よりよい弁護士制度」の利用に関する連携等を図った。 (Ⅵ2) ・広報・啓発活動に関して、7月の再犯防止啓発月間における啓発活動の実施における周知の協力や当センターの啓発活動として、「司法と福祉の情報交換会」にて再犯防止に関する周知等を行った。
愛知県内地区協力雇用主会	・取組は愛知県就労支援事業者機構を参照
愛知県社会保険労務士会	・協議会の活動内容を当会の常任理事会、理事会及び総会で報告。また、当会のホームページで協議会の活動内容について会員に対して周知を図った。
再非行防止サポートセンター愛知	(Ⅰ1) ・法務省矯正局、保護局と連携強化のため、再非行防止サポートセンター愛知が加盟している日本自立準備ホーム協議会として、官民意見交換を3回開催した。 ・法務省矯正局少年矯正課、名古屋矯正管区、瀬戸少年院、愛知少年院と連携をおこない、ソフトランディングモデルの実施をおこない、少年が少年院在院中から顔と見える関係作りをし、仮退院後に相談しやすい土壌作りに取り組んだ。 (Ⅱ1) ・就労支援のため、名古屋保護観察所と意見交換を6回開催、名古屋市中央児童相談所と意見交換を12回開催した。就労支援をおこなう際に、愛知県就労支援事業者機構と連携をおこなった。障害があり本人が希望した場合に、愛知県就労支援事業者機構や相談支援事業所や就労継続支援B型事業所と連携をおこない、利用調整をおこなった。 (Ⅱ2) ・住居確保のため、名古屋保護観察所と意見交換を6回開催、名古屋市中央児童相談所と意見交換を12回開催した。全国の自立準備ホームの連携強化、住まいの選択肢を増やすために、日本自立準備ホーム協議会として、全国6つの地方において地方自立準備ホーム勉強会をそれぞれ1回ずつ開催した。障害がある場合には、保護観察所や矯正施設や愛知県地域定着支援センターやグループホームと連携をおこなった。法人で運営している自立準備ホームでの引き受けをおこなった。 ・県内の元犯罪仲間と縁を切るために、県外でやり直したいと希望する少年や青年がいた時に、日本自立準備ホーム協議会加盟の全国の自立準備ホーム事業者と連携をおこない、県外でのやり直しのための社会復帰支援、調整、本人との面会等に取り組んだ。 (Ⅲ1) ・障害のある罪を犯した人を、自立準備ホーム、グループホーム、就労継続支援B型事業所において積極的に受け入れをおこなった。

再非行防止サポートセンター 愛知 (続き)	(Ⅲ2) ・薬物、性、アルコールなどの依存症がある人の支援の際に、医療機関への同行、服薬管理などをおこなった。 (Ⅳ1) ・通信制高校での学び直しを希望した際に、通信制高校と連携をおこない、入学時と在学時の支援をおこなった。 (Ⅴ1) ・対象者が矯正施設で生活しているときから、スタッフが面会と文通を重ねてきた。刑事裁判の準備として弁護士と打ち合わせなどをおこなった。 再サボ親の会「あかねこ」を12回開催した。我が子の非行、犯罪で悩んでいる家族の みが参加できて、その家族を孤独にさせないために取り組んだ。 (Ⅵ1) ・支援の選択肢を増やしていくために、全国の民間団体からの見学依頼を受け入れ、こちらからも積極的に見学に行かせてもらった。 瀬戸少年院、愛知少年院の在院生全員が毎日と向き合うための「俺たちの日めくりカレンダー」を、瀬戸少年院、愛知少年院の在院生、20代の少年院出院者、再非行防止サポートセンター愛知スタッフで作成した。財源は、すべてクラウドファンディングで市民の人たちに募り、125人から支援をいただけて無事に作成、少年院の在院生に届けることができた。 (Ⅵ2) ・メディア等からの取材依頼は慎重に受け、SNS等での発信もおこなった。 ・再非行防止サポートセンター愛知で以前にサポートをおこなっていた元非行少年たちに、2ヶ月に1回、正会員向けの集まりに参加してもらい、自身のライフストーリーを話してもらい、理解、協力の促進の取り組みを行った。
--------------------------------------	---